吸収合併に関する事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項に定める書面）

当社は、2023 年 5 月 12 日付で株式会社トライアイズビジネスサービスとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社トライアイズビジネスサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2023 年 5 月 25 日

株式会社トライアイズ

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付は行いません。

３．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

５．吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

６．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

７．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

【別紙1】



吸収合併契約書

株式会社トライアイズ（以下「甲」という）と株式会社トライアイズビジネスサービス（以下「乙」という）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行い、乙は解散する。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（１）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社トライアイズ

住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号

（２）吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社トライアイズビジネスサービス

住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号

第３条（効力発生日）

本合併の効力発生日は2023年７月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第４条（合併対価の交付及び割当）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第５条（甲の資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金の額を変更しない。

第６条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第７条（会社財産及び権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の全ての資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第９条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第１０条　（解除条件）

本契約は、第６条に定める適法な機関決定による承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第１１条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

第１２条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、かつ、日本法に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保管する。

2023年５月12日

東京都千代田区紀尾井町４番１号
甲　：　株式会社トライアイズ
代表取締役　　池田　有希子

東京都千代田区紀尾井町４番１号
乙　：　株式会社トライアイズビジネスサービス
代表取締役　　池田　有希子

決　算　報　告　書

（第 13 期）

自　2021年12月 1日
至　2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス

東京都千代田区紀尾井町4-1

別紙2

貸借対照表

2022年11月30日　現在

株式会社トライアイズビジネスサービス　　(単位：　円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	16,194,217	【流動負債】	1,973,658
現金及び預金	9,115,409	買掛金	1,362,900
売掛金	1,742,400	未払金	102,620
前払費用	505,082	未払費用	144,483
未収収益	814,018	預り金	363,655
短期貸付金	1,734,984	負債の部合計	1,973,658
未収入金	1,045,000	純資産の部	
未収消費税等	367,600	【株主資本】	75,541,917
未収法人税等	869,724	資本金	50,000,000
【固定資産】	61,321,358	利益剰余金	25,541,917
【有形固定資産】	1,218,676	利益準備金	3,500,000
工具器具備品	5,924,510	その他利益剰余金	22,041,917
減価償却累計額	-4,705,834	繰越利益剰余金	22,041,917
【投資その他の資産】	60,102,682		
長期貸付金	54,715,065		
繰延税金資産	5,387,617	純資産の部合計	75,541,917
資産の部合計	77,515,575	負債及び純資産合計	77,515,575

別紙2

損　益　計　算　書

自　2021年12月 1日
至　2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス　　（単位：　円）

科　目	金　額	
【売上高】		
売上高	57,680,665	
売上高合計		57,680,665
【売上原価】		
当期商品仕入高	24,086,000	
合計	24,086,000	
売上原価		24,086,000
売上総利益金額		33,594,665
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		47,078,443
営業損失金額		13,483,778
【営業外収益】		
受取利息	879,287	
雑収入	1,255,534	
営業外収益合計		2,134,821
【営業外費用】		
雑損失	2,918	
営業外費用合計		2,918
経常損失金額		11,351,875
【特別損失】		
固定資産除却損	3,277,212	
特別損失合計		3,277,212
税引前当期純損失金額		14,629,087
法人税等		180,000
法人税等調整額		-5,061,665
当期純損失金額		9,747,422

別紙2

販売費及び一般管理費内訳書

自　2021年12月 1日
至　2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス　　(単位：　円)

科目	金額	
役員報酬	1,500,000	
給料手当	19,947,305	
雑給	114,654	
その他人件費	5,024,121	
法定福利費	2,839,821	
福利厚生費	13,391	
広告宣伝費	2,150	
旅費交通費	62,853	
通信費	107,287	
水道光熱費	70,000	
支払手数料	683,500	
地代家賃	7,284,155	
租税公課	74,896	
支払報酬料	2,716,000	
減価償却費	418,413	
業務委託費	4,800,000	
雑費	1,419,897	
販売費及び一般管理費合計		47,078,443

別紙2

株主資本等変動計算書

自　2021年12月 1日
至　2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス　　（単位：　円）

【株主資本】

資本金	当期首残高		50,000,000
	当期末残高		50,000,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		3,500,000
	当期末残高		3,500,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		31,789,339
	当期変動額	当期純利益金額	-9,747,422
	当期末残高		22,041,917
利益剰余金合計	当期首残高		35,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		25,541,917
株主資本合計	当期首残高		85,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		75,541,917
純資産の部合計	当期首残高		85,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		75,541,917

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具器具及び備品	５年～８年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております